

注 記 事 項

1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金 未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

退職給与引当金 期末要支給額53,992,250円は、社団法人鳥取県私学振興会よりの交付金と同額であるため、退職給与引当金は計上していない。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 最終仕入原価法である。

(3) 用品販売収入の表示方法

総額表示している。

2. 重要な会計方針等の変更

学校法人会計基準の一部を改正する省令(平成25年4月22日 文部科学省令第15号)に基づき、計算書類の様式を変更した。なお貸借対照表(固定資産明細表を含む。)について前年度末の金額は改正後の様式に基づき、区分及び科目を組み替えて表示している。

3. 減価償却額の累計額の合計額 218,246,562 円

4. 徴収不能引当金の合計額 0 円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

土 地 59,106,097 円

建 物 175,564,155 円

合 計 234,670,252 円

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

19,110,000 円

7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

該当なし

8. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

該当なし